令和4年度実施 高等専門学校機関別認証評価 評価報告書

サレジオ工業高等専門学校

令和5年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

独立	行政法	人大学改革支援・学位授与機構が実施した高等専門学校機関別認証評価について・・・・・・	·· i
I	認証言	価結果 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	⋯ 1
П	基準こ	との評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
基	準 1	教育の内部質保証システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
基	準2	教育組織及び教員・教育支援者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
基	準3	学習環境及び学生支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
基	隼4	財務基盤及び管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 11
基	準5	準学士課程の教育課程・教育方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 14
基	隼6	準学士課程の学生の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 17
基	準7	準学士課程の学習・教育の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 19
基	準8	専攻科課程の教育活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 21
く参	考〉		· 24
i	現況	及び特徴(対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 25
ii	目的	(対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 27

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した高等専門学校機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)は、国・公・私立高等専門学校からの求めに応じて、高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価(以下「高等専門学校機関別認証評価」という。)を、平成17年度から実施しています。この認証評価は、我が国の高等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 高等専門学校機関別認証評価において、機構が定める高等専門学校評価基準(以下「高等専門学校評価基準」という。)に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 高等専門学校の自己評価に基づく第三者評価を行うことにより、高等専門学校の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。
- (3) 評価結果を高等専門学校にフィードバックすることにより、高等専門学校の教育研究活動等の改善・向上に役立てること。
- (4) 高等専門学校の教育研究活動等の状況を社会に示すことにより、高等専門学校が教育機関として 果たしている公共的役割について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立高等専門学校の関係者に対し、高等専門学校機関別認証評価の仕組み、評価方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修を実施した上で、高等専門学校からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

4年7月 書面調査の実施

8月 評価部会(注1)、財務専門部会(注2)の開催(書面調査による分析結果の整理、 訪問調査での確認事項の決定)

10月~12月 現地訪問及びオンラインによる訪問調査の実施(書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象高等専門学校の状況を調査)

5年1月 評価部会、財務専門部会の開催(評価結果(原案)の作成) 評価委員会(注3)の開催(評価結果(案)の取りまとめ) 評価結果(案)を対象高等専門学校に通知

3月 | 評価委員会の開催 (評価結果の確定)

(注1) 評価部会・・・・・高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会

(注2) 財務専門部会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

(注3) 評価委員会・・・・高等専門学校機関別認証評価委員会

3 高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員(令和5年3月現在)

(1) 高等専門学校機関別認証評価委員会

荒 井 幸 代 千葉大学教授

大 島 ま り 東京大学教授

萱島信子 JICA 緒方貞子平和開発研究所顧問

○京 谷 美代子 元 株式会社 FUJITSU ユニバーシティエグゼクティブプランナ

栗 田 佳代子 東京大学教授

◎田 中 英 一 名古屋大学名誉教授

永 澤 茂 三条市立大学教授

新 田 保 次 元 鈴鹿工業高等専門学校長

飛 原 英 治 大学改革支援・学位授与機構特任教授

平 山 け い 前 阿南工業高等専門学校長

福 富 洋 志 新構造材料技術研究組合プロジェクトマネージャー

大阪大学特任教授

牧 野 光 則 中央大学教授

村 田 圭 治 前 近畿大学工業高等専門学校長

森 野 数 博 元 呉工業高等専門学校長

山口周大学改革支援・学位授与機構特任教授

渡 辺 和 人 前 東京都立産業技術高等専門学校長

和 田 安 弘 長岡技術科学大学理事・副学長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会

奥 村 俊 昭 仙台高等専門学校教授

黒 木 啓 之 東京都立産業技術高等専門学校教授

飛 原 英 治 大学改革支援・学位授与機構特任教授

○平 山 け い 前 阿南工業高等専門学校長

札 野 寛 子 国際高等専門学校教授

◎森 野 数 博 元 呉工業高等専門学校長

吉 田 哲 哉 広島商船高等専門学校教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(3) 高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

○神 林 克 明 公認会計士、税理士

飛 原 英 治 大学改革支援・学位授与機構特任教授

峯 岸 秀 幸 公認会計士、税理士

◎村 田 圭 治 前 近畿大学工業高等専門学校長

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1)「I 認証評価結果」

「I 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準8の全ての基準を満たしている場合に当該高等専門学校全体として機構の定める高等専門学校評価基準を適合していると判断し、その旨を記述しています。

また、対象高等専門学校(以下「対象校」という。)の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2)「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準8において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象校に通知した評価結果 (案) の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3)「参考」

「参考」では、対象校から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象校及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象校全ての評価結果を取りまとめ、「令和4年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト(https://www.niad.ac.jp/)への掲載等により、広く社会に公表します。

書面調査で確認できなかったものの、訪問調査において確認ができた内容については、本評価報告書の該当箇所の後ろにアスタリスク*を付しています(一文の全体の場合は句点の後ろ)。

I 認証評価結果

サレジオ工業高等専門学校は、高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準に適合している。

重点評価項目である評価の視点1-1については、重点評価項目の内容を全て満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学生の自主的学習を進めるための取組として、サマースクーリング講座を開講し、資格取得支援を 行っている。令和3年度は、実用英語技能検定準備講座や実用数学技能検定試験対策講座、第二種電 気工事士試験対策講座等の14講座を開講し、合計で367人が受講している。
- 就職について、準学士課程、専攻科課程ともに就職率(就職者数/就職希望者数)は極めて高く、 就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、準学士課程、 専攻科課程ともに進学率(進学者数/進学希望者数)は極めて高く、進学先も学科・専攻の分野に関 連した高等専門学校の専攻科、大学の学部、研究科等となっている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 前回の機関別認証評価で指摘された改善を要する点のうち、「管理運営において、諸規程が整備され、各委員会が役割分担し、活動しているものの、教育目的に対する学校関係者の周知状況やシラバスの活用状況の把握等、多くの観点の分析・評価において必要となるアンケート等の意見聴取が不十分である。」について、十分に改善されているとはいえない。(観点1-1-④)
- 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生の受入れが行われている か検証した結果を入学者選抜の改善に役立てていることが確認できない。(観点6-1-②)

Ⅱ 基準ごとの評価

基準1 教育の内部質保証システム

評価の視点

1-1【重点評価項目】

教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第 109 条 第 1 項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み(以下「内部質保証システム」という。)が整備され、機能していること。

- 1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業(修了)の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)(以下「三つの方針」という。)が学校の目的を踏まえて定められていること。
- 1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。

観点

1-1-①【重点評価項目】

教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。

1-1-②【重点評価項目】

内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期 的に行われ、その結果が公表されているか。

1-1-3【重点評価項目】

学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。

1-1-④【重点評価項目】

自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織と しての体制が整備され、機能しているか。

(準学士課程)

- 1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- 1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)が、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- 1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

(専攻科課程)

1-2-4 専攻科課程の修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

- 1-2-⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)が、修 了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて 明確に定められているか。
- 1-2-⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- 1-3-① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。

【評価結果】

基準1を満たしている。

重点評価項目である評価の視点 1-1 については、重点評価項目の内容を全て満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

評価の視点1-1

当校では、定期的に自己点検・評価を実施するための方針として「サレジオ工業高等専門学校自己点検・評価の基本方針」を定め、自己点検・評価の実施体制として自己点検・評価委員会を設置している。

「サレジオ工業高等専門学校自己点検・評価の基本方針」において、自己点検・評価の基準・項目を設定している。

内部質保証システムに基づき、明確な責任体制の下、根拠となるデータや資料を定期的に収集・蓄積している。定期的に自己点検・評価を実施しており*、その結果を『自己点検・評価報告書』及び『自己点検 評価書(外部評価)』としてウェブサイトで公表している。

自己点検・評価の実施に際して、教員、職員、在学生、卒業(修了)時の学生、卒業(修了)から一定 年数後の卒業(修了)生、保護者、就職先関係者からの意見聴取を実施している。

自己点検・評価は、学校構成員及び学外関係者からの意見聴取、外部有識者による検証、機関別認証評 価の結果を踏まえて実施している。*

「サレジオ工業高等専門学校自己点検・評価委員会規程」によって、内部質保証に係る体制が規定されている。*

前回の機関別認証評価において改善を要する点として指摘された事項については対応しているものの、 成績評価、単位認定基準及び卒業認定基準に関する学生の認知度、学生のシラバスの活用状況に関するア ンケートは対象を一部の学生に限って実施している。*

自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っている。

これらのことから、観点の一部に改善を要する点があるが、視点全体の状況を総合的に勘案し、内部質保証システムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、重点評価項目である評価の視点1-1については、「重点評価項目の内容を全て満たしている。」と判断する。

評価の視点1-2

<準学士課程>

卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)は、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、

どのような学習成果を上げると卒業できるかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。

教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)は、どのような教育課程を編成するのか、どのような教育内容・方法を実施するのか、学習成果をどのように評価するのかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められているが、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)と 卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)との整合性について十分とはいえない。

入学者の受入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー) は、入学者選抜の基本方針、求める学生像、学力の3要素を示し、学校等の目的、卒業の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー) 及び教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー) を踏まえ、定められている。

修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)は、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、 どのような学習成果を上げると修了できるかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。*

教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)は、どのような教育課程を編成するのか、どのような教育内容・方法を実施するのか*、学習成果をどのように評価するのか*を示し、学校等の目的を踏まえ、定められており、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)と整合性を有している。*

入学者の受入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー) は、入学者選抜の基本方針*、求める学生像、 学力の3要素を示し、学校等の目的、修了の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー) 及び教育課程の 編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー) を踏まえ、定められている。

これらのことから、観点の一部に改善を要する点があるが、視点全体の状況を総合的に勘案し、準学士 課程、専攻科課程それぞれについて、三つの方針が学校の目的を踏まえて定められていると判断する。

評価の視点1-3

<専攻科課程>

三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜、教育運営会議で見直しを行う体制を整備している。 平成30年度に卒業(修了)の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)について見直しを行っており、 点検の結果、改定している。

これらのことから、学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 前回の機関別認証評価で指摘された改善を要する点のうち、「管理運営において、諸規程が整備され、各委員会が役割分担し、活動しているものの、教育目的に対する学校関係者の周知状況やシラバスの活用状況の把握等、多くの観点の分析・評価において必要となるアンケート等の意見聴取が不十分である。」について、十分に改善されているとはいえない。(観点1-1-④)
- 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)と卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)との整合性について十分とはいえない。(観点1-2-②)

基準2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。
- 2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の 採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされてい ること。
- 2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するため に必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

観点

- 2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
- 2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
- 2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項 を審議するなどの必要な活動が行われているか。
- 2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科 目担当教員が適切に配置されているか。
- 2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科 担当教員が適切に配置されているか。
- 2-2-③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。
- 2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。
- 2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。
- 2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(ファカルティ・ディベロップメント)が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。
- 2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。
- 2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【評価結果】

基準2を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

評価の視点2-1

準学士課程には、デザイン学科、電気工学科、機械電子工学科、情報工学科を設置している。学科の構

成は、学校等の目的及び卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)と整合性を有している。

専攻科課程には、生産システム工学専攻を設置している。専攻の構成は、学校等の目的及び修了の認定 に関する方針(ディプロマ・ポリシー)と整合性を有している。

教育活動を有効に展開するための検討・運営体制として、教務に関する事項を審議するために教務部会、 学生に関する事項を審議するために学生部会、入学試験に関する事項を審議するために募集委員会、専攻 科に関する事項を審議するために専攻科担当教員会議*を設置し、必要な活動を行っている。

これらのことから、学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであり、また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していると判断する。

評価の視点2-2

当校の準学士課程では、高等専門学校設置基準(以下「設置基準」という。)で必要とされる教員数を確保している。

また、授業科目に適合した専門分野の一般科目担当教員及び専門科目担当教員を配置していることに加え、博士の学位を有する教員、担当する言語を母国語とする教員、技術資格を有する教員、民間企業等における勤務経験を有する教員を配置している。

当校の専攻科課程では、授業科目に適合した専門分野の教員が授業科目を担当していること及び適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることについては、大学改革支援・学位授与機構による特例適用専攻科認定の際に確認されている。

教員の配置に当たっては、年齢構成が特定の範囲に著しく偏ることのないように新任教員の採用を希望 する科長に対してヒアリングを実施するとともに、教育経歴、実務経験を配慮している。

また、教員に対して、学位取得に関する支援、公募制の導入、校長裁量経費等の予算配分、ゆとりの時間確保策の導入等の措置を講じている。*

これらのことから、教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていると判断する。

評価の視点2-3

教員(非常勤教員を除く。)については、「サレジオ工業高等専門学校評価実施内規」に基づき、校長による教育上の能力や活動実績に関する評価を毎年度行い、その結果を活用するための体制を整備しており、この体制の下、毎年度、教員評価を行っている。

また、把握した評価結果を基に、給与における措置、昇任における措置を行っている。* 非常勤教員については、授業アンケートと面談を行っている。*

教員(非常勤教員を除く。)の採用・昇格等に関する基準を、法令に従い定めており、この基準に基づき 採用・昇格等を行っている。

教員の採用に当たっては、「サレジオ工業高等専門学校教員任用規程」に定められた判断方法により、教育歴、実務経験を確認している。また、模擬授業を実施している。

教員の昇格に当たっては、「サレジオ工業高等専門学校教員任用規程実施細則」に定められた判断方法により、任用資格、人物識見及び業績成果を確認している。

非常勤教員については、「サレジオ工業高等専門学校非常勤講師任用要項」を定めている。

これらのことから、全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、また、 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされている と判断する。

評価の視点2-4

学校として授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)を実施する体制としてSD委員会を設置しており、定期的に、FDを実施している。

令和3年度においては、教職員研修会(FD)を実施している。*

FDの結果、対面授業を録画し、欠席した学生のフォローや学生の復習に役立たせるなどの改善が図られており、教育の質の向上や授業の改善に結び付いている。*

教育支援者(事務職員、技術職員(工房担当の一般職員)*等)を法令に従い適切に配置している。 図書館については、その機能を十分に発揮するために、司書資格を有する職員を配置している。

教育支援者等の資質の向上を図るため、令和3年度においては、東京都私学財団主催のFD研修「教育現場におけるICT活用力向上~確実なICT環境整備とICT環境を活かした教育の実現~」に参加させている。*

また、技術職員(工房担当の一般職員)には、十分な実務経験と専門技能・資格を有している人材を採用している。*

これらのことから、教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われており、また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 学習環境及び学生支援等

評価の視点

- 3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な 安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるととも に、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されてい ること。
- 3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。

観点

- 3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。
- 3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応した I C T環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。
- 3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。
- 3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。
- 3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。
- 3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。
- 3-2-④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。
- 3-2-5 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。
- 3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。
- 3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

評価の視点3-1

当校は、設置基準を満たす校地面積、校舎面積及び運動場を確保している。設置基準に定められた専用の施設、情報処理及び語学の学習のための施設を校舎に備え、附属施設として、実験・実習工場を整備している。また、自主的学習スペース、厚生施設、電波暗室、無響音室を設けている。

これらの施設等については、「サレジオ工業高等専門学校安全衛生管理規程」に基づき安全衛生管理体制を整備しており、工房利用者安全の心得等を策定し、安全衛生に係る点検、講習会、安全教育を実施している。また、施設等のバリアフリー化についても配慮している。実習工場内に工作機械が密に置かれてお

り、安全通路が引かれていない。

これらの施設等について、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制を「サレジオ 工業高等専門学校事務分掌規程」に基づき整備しており、把握した結果、屋外で利用できるベンチ付きテ ーブルを雨の影響の少ない渡り廊下に設置するなど、施設の改善を図っている。*

ICT環境が、「サレジオ工業高等専門学校情報セキュリティポリシー」に基づいたセキュリティ管理体制の下、整備されており、情報セキュリティ教育として、学生に対しては情報システムガイダンスを行い、教職員については情報システム説明会を実施している。

ICT環境については、アンケート、総合メディアセンター委員会の取組により、学生及び教職員の活用状況を把握している。

また、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制を「サレジオ工業高等専門学校総合メディアセンター委員会規程」に基づき整備しており、把握した結果、無線LAN接続環境の充実等の改善を行っている。

設置基準に定められている図書館を備えており、図書 53,537 冊 (うち、外国書 3,687 冊)、学術雑誌 104 種 (うち、外国書 5 種)、電子ジャーナル 81 種 (うち、外国書 0 種)、視聴覚資料 559 点を所蔵するなど、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理している。

これらの資料を活用するための取組として、ガイダンス、文献検索オリエンテーション等を行っている。 これらのことから、観点の一部に改善を要する点があるが、視点全体の状況を総合的に勘案し、学校に おいて編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の 下に有効に活用されており、また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていると判断する。

評価の視点3-2

履修指導のガイダンスを学科生、専攻科生、編入学生、留学生*、障害のある学生*に対して、実施している。

実習工場の利用については、ガイダンスを行っている。

図書館の利用については、ガイダンスを行っている。

学生の自主的学習を支援するため、担任による学習支援体制、オフィスアワー、対面型の相談受付体制、電子メールによる相談受付体制、ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステム、資格試験・検定試験等の支援体制、外国への留学に関する支援体制等を整備している。これらの支援体制の利用状況は、相談室の令和3年度の学生相談数は308件、サマースクーリングの令和3年度の受講者数は合計で367人となっている。

学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任による意見聴取、意見投書箱の設置、基礎教育センターによる学習相談、学生支援センターによる修学支援相談等を実施している。

これらの取組のうち、意見箱による平成28年度から令和2年度の相談対応数は11件、基礎教育センターによる学習相談の令和3年度の相談対応数は55件となっている。

留学生、編入学生*、障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しており、留学生には、指導教員による学習支援、履修科目設定への配慮、障害のある学生には、試験問題の拡大等の取組を行うなど、必要に応じた支援を行っている。

なお、障害者差別解消法に対応し、合理的な配慮を行う体制を整備している。

学生の生活に係る指導、相談、助言等の体制として、学生相談室、保健室、相談員やカウンセラーの配

置、ハラスメント等の相談体制、学生に対する相談の案内等を整備し、学生相談等を実施している。

「サレジオ工業高等専門学校いじめ防止基本方針」等を定め、いじめの防止・早期発見・対処等の体制を整備し、いじめ防止の取組を実施している。

また、健康相談・保健指導を行っており、健康診断を毎年度、実施している。

学生の経済面に係る指導、相談、助言等の体制として、奨学金制度、授業料減免制度、特待生制度、緊 急時の貸与制度を整備し、授業料の減免等を実施している。

就職や進学等については、キャリアセンター委員会による進路指導を含めたキャリア教育の体制を整備しており、キャリア教育に関する研修会等、進路指導ガイダンス、進学・就職に関する説明会、資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている。

学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動については、学生部会、学友会、応用技術センターによる支援体制を整備し、支援を行っている。明確な責任体制の下、顧問教員及び外部指導者の配置、クラブ活動の運営費用の確保等を行っている。

学生寮を整備しており、寮務部会による管理・運営体制の下、生活の場として居室、学生ホール、補食 室、シャワールーム等を整備するとともに、勉学の場として居室、学生ホールを整備している。

寮生活マニュアルにより食事、入浴、自習時間、就寝消灯時間等が定められており、規則正しい生活を送ることとなっている。また、自習時間帯は $3\sim5$ 年生は自室にて、 $1\sim2$ 年生は学生ホールにて学習することが義務付けられている。

これらのことから、教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しており、また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生の自主的学習を進めるための取組として、サマースクーリング講座を開講し、資格取得支援を 行っている。令和3年度は、実用英語技能検定準備講座や実用数学技能検定試験対策講座、第二種電 気工事士試験対策講座等の14講座を開講し、合計で367人が受講している。
- 入学時に成績及び人物が優良と認められた者を特待奨学生として認定する学納金給付制度を設けており、入学後3年間、入学金及び実験実習費・施設設備費に対し種別に応じて決められた額を給付している。また、第4学年への進級時にも第3学年までの学業成績を審査し、さらに2年間、学納金を給付している。

【改善を要する点】

○ 実習工場内に工作機械が密に置かれており、また安全通路が引かれていない。学生の安全を確保するために、工作機械の配置の見直しや安全通路の表示が必要である。(観点3-1-①)

基準4 財務基盤及び管理運営

評価の視点

- 4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、 履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。
- 4-3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。 観点
- 4-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。
- 4-1-2 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
- 4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対して の資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。
- 4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査 等が適正に行われているか。
- 4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。
- 4-2-3 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。
- 4-2-4 外部の教育資源を積極的に活用しているか。
- 4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、 管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組(スタッフ・ディベロップメント) が組織的に行われているか。
- 4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報(学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。) が公表されているか。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

評価の視点4-1

当校は教育研究活動に必要な校地、校舎等の資産は当校を設置する法人である学校法人育英学院が有している。

授業料、入学料、検定料等の諸収入のほか、当校を設置する法人である学校法人育英学院から学校運営 に必要な予算が配分されており、経常的な収入を確保している。また、寄附金、共同研究、受託研究、科 学研究費助成事業(以下「科研費」という。)等による外部資金についても安定した確保に努めている。

予算に基づく計画的な執行を行っており、過年度の収支の状況では、支出超過となっているものの、令

和2年度以降の中期計画に従い、受験生の増加、定員確保等の収支改善に向けた取組を行っており、一時的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響を除けば、着実にその効果を上げている。そのため、大幅な支出超過ではないと判断する。*

また、固定負債は、ほぼ全額が退職給与引当金であり、長期借入金等の債務はほとんどない。

収支に係る方針、計画等を策定しており、関係者(教職員等)へ明示している。

収支に係る方針、計画等に基づいた資源配分を行っており*、その内容について、関係者(教職員等)へ明示している。

また、教育研究活動に必要な施設・設備の整備計画を策定している。

学校を設置する法人である学校法人育英学院の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書がサレジオ工業高等専門学校のウェブサイトで公表されている。

会計監査については、学校法人育英学院において独立監査人による外部監査が実施されているほか、監事監査*及び内部監査*が実施されている。

これらのことから、学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されており、また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

評価の視点4-2

管理運営体制に関する諸規程等を整備し、学校運営会議等を設置している。校長、主事等の役割分担を明確に規定し、校長のリーダーシップが発揮できる体制となっている。

事務組織の諸規程に基づき、事務組織を整備している。

これらの諸規程や体制の下、令和3年度においては、学校運営会議を28回開催し、教員と事務職員等と が適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているなど、効果的な活動を行っている。

責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を「サレジオ工業高等専門学校危機管理規程」に 基づき整備し、危機管理マニュアル等を整備している。これらに基づき定期的に*消防訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っている。

外部の財務資源を積極的に受入れる取組として、外部講師による科研費申請執筆オンライン講習会を行っている。平成29年度から令和3年度の外部資金の受入実績は、5年間の合計で、科研費35,235千円、受託研究831千円、共同研究8,743千円、奨学寄附金3,000千円となっている。

また、「サレジオ工業高等専門学校研究規程」に基づき公的研究費を適正に管理するための体制を整備している。

外部の教育・研究資源活用のための取組として、大学コンソーシアム八王子に参画し、近隣大学等との 単位互換協定の締結や、学生発表会等の活動を行っている。

管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組(スタッフ・ディベロップメント)を「サレジオ工業高等専門学校SD委員会規則」に基づき、組織的に行っている。令和3年度においては、サレジオ家族教職員養成講座コーディネーターが実施するサレジオ家族教職員養成講座に職員を参加させている。

また、教授等の教員については、八王子市消費生活センターが実施する大学職員向け消費者教育研修会やサレジオ会が実施する協働者の集いに*、校長等の執行部については、公益社団法人私学経営研究会が 実施するトップマネジメント講座に参加させている。

これらのことから、学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能しており、また、外部の資源を積極的に活用していると判断する。

評価の視点4-3

学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む学校における教育研究活動等の状況についての情報を当校ウェブサイトで公表している。*

これらのことから、学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点

- 5-1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。
- 5-2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに卒業の 認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切 に行われており、有効なものとなっていること。

観点

- 5-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、授業科目が 学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。
- 5-1-② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、 社会からの要請等が配慮されているか。
- 5-1-③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。
- 5-2-① 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。
- 5-2-② 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。
- 5-3-① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。
- 5-3-② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

評価の視点5-1

教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、1年次から5年次までの各授業科目と対応付けた科目系統図を作成し、体系を明確化する取組を行っており、専門分野を学ぶために必要となる基礎的な能力を身に付けるために低学年から自然科学系科目や専門に関する基礎科目等を配置するとともに、全学年を通じて語学系科目を配置するなど、授業科目を体系的に配置している。

進級に関する規程として、「教務諸規定」を整備している。

1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め35週を確保しているとともに、特別活動を90単位時間以上実施している。

教育課程の編成及び授業科目の内容について、以下の取組を行っている。

- ・インターンシップによる単位認定
- 外国語の基礎能力(聞く、話す、読む、書く)の育成
- ・学生が自らの学びを設計し主体的に履修できる「選択科目」の開講

創造力を育む教育方法の工夫として、全学科において教育課程の進捗に合わせて問題解決型の授業を開講し、発想・試作・評価のサイクルを意識的に回すことで、学生の創造的能力を高める工夫を行っている。これらの取組の結果、実際に公園で使用される地域産材ベンチのデザインにおいて学生が創造力を発揮し、耐荷重や耐久性に加え、市民に親しまれるような心的効果を狙った造形性の両方を備えたデザインを立案し製作するなどの効果を上げている。*

実践力を育む教育方法の工夫として、全学科において教育課程の進捗に合わせて開講する問題解決型の 授業の中で、企業における製品開発のプロセスの模倣や、産学連携企業との協働といった、より実践的な アプローチを採用することにより、講義科目等での学習内容が実際の社会の中でどのように生かされてい るか、学生の意識を高める工夫を行っている。また、4年次に全学科共通の授業科目として「インターン シップ」を開講しており、学生は実習先で就業体験を行っている。これらの取組の結果、学生が実践力を 発揮し、授業で提案した作品が産学連携企業等で採用されるなどの成果を上げている。

これらのことから、準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に 基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であると判断する。

評価の視点5-2

授業形態の構成割合は、コマ数からみて、デザイン学科については、講義 42.7%、演習 37.1%、実験・ 実習 20.2%、電気工学科については、講義 52.9%、演習 30.2%、実験・実習 16.9%、機械電子工学科に ついては、講義 51.8%、演習 32.8%、実験・実習 15.5%、情報工学科については、講義 50.3%、演習 28.8%、 実験・実習 20.8%となっている。

また、教育内容に応じた学習指導上の工夫として、教材の工夫、少人数教育を行っている。

シラバスには、授業科目名、単位数、授業形態、対象学年、担当教員名*、教育目標等との関係、達成目標、教育方法、教育内容(1授業時間ごとに記載)、成績評価方法・基準、事前に行う準備学習、教科書・参考文献、実務経験と授業科目の関連性に係る項目を明示している。

教員及び学生のシラバスの活用状況をアンケートにより、把握しているが、学生については対象を一部の学生に限って実施している。*

教員及び一部の学生のシラバス活用状況を把握した結果、定期試験後の学修状況の把握や課題のフィードバックにシラバスを活用するよう、学生及び教職員に周知するなどの改善を行っている。*

また、履修単位科目は1単位当たり30時間を確保し、1単位時間を50分で規定、45分で運用としているが、2時間連続の90分とすることにより、出席確認や前回の授業の振り返り等に要する時間を短縮することで、50分に相当する教育内容を確保している。

これらのことから、観点の一部に改善を要する点があるが、視点全体の状況を総合的に勘案し、準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていると判断する。

評価の視点5-3

教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に従って、成績評価や単位認定に関する基準として「サレジオ工業高等専門学校教務規則」を定め、学生に周知し、各授業科目の成績評価等を行っている。

成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況をアンケートにより、把握しているが、対象を一部の 学生に限って実施している。*

追試験、再試験の成績評価の方法として「教務諸規定」を定めているが、認定試験の成績評価方法は定められていない。

成績評価結果については、学生からの意見申立の機会を設けている。

成績評価等の客観性・厳格性を担保するため学校として、成績評価の妥当性の事後チェック、答案の返 却、模範解答や採点基準の提示、複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、 試験問題のレベルが適切であることのチェックを行っている。しかし、一部の授業科目において、シラバ ス中の授業の目標や内容から判断して、妥当な試験問題であるといえず、また、複数年度にわたり、本試験と認定試験で同一の試験問題が出題されている。

学則に修業年限を5年と定めている。

卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に従って、卒業認定基準として「教務諸規定」を定め、学生に周知し、卒業認定を行っている。

卒業認定基準に関する学生の認知状況をアンケートにより、把握しているが、対象を一部の学生に限って実施している。*

これらのことから、観点の一部に改善を要する点があるが、視点全体の状況を総合的に勘案し、準学士 課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに卒業の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なも のとなっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○ 学生の情操教育を目的として 1977 年頃から定期的に朝の学級活動HRで実施されている 10 分程度の教職員による講話 (モーニングトーク) は特色ある取組である。*

【改善を要する点】

- 〇 学生のシラバスの活用状況、成績評価や単位認定基準及び卒業認定基準に関する学生の認知状況が十分に把握されていない。(観点5-2-2)、観点5-3-1、観点5-3-1)
- 認定試験の成績評価方法が定められていない。(観点5-3-①)
- 一部の授業科目で、シラバス中の授業の目標や内容から判断して、妥当な試験問題であるといえない。(観点5-3-①)
- \bigcirc 一部の授業科目において、複数年度にわたり、本試験と認定試験で同一の試験問題が出題されている。(観点 $5-3-\bigcirc$)

基準6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点

6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な 方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっ ていること。

観点

- 6-1-① 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な入学者選抜方 法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。
- 6-1-② 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。
- 6-1-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。 また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実 入学者数との関係の適正化が図られているか。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

評価の視点6-1

入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)のうち、入学者選抜の基本方針に沿った適切な入学者選抜方法を定めている。*

AO入学者選抜試験、特待推薦入学者選抜試験、推薦入学者選抜試験、特別入学者選抜試験においては、面接により、併願入学者選抜試験、学力入学者選抜試験、帰国子女入学者選抜試験においては、学力検査、面接を総合して、編入学入学者選抜試験においては、学力検査、口頭試問、面接を総合して合否を判定している。*

入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを適切に実施している。*

入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生の受入れが行われていること を検証及びその結果を基に改善する体制を「サレジオ工業高等専門学校募集委員会規程」に基づき整備し ているが、検証・改善の取組はその具体的な内容が定まっておらず、実施に至っていない。

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として募集委員会を整備 している。

当校における平成 30 年度から令和4年度の5年間の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

これらのことから、観点の一部に改善を要する点があるが、視点全体の状況を総合的に勘案し、入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な方法で実施され、機能しており、また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

○ 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生の受入れが行われている か検証した結果を入学者選抜の改善に役立てていることが確認できない。(観点 6 − 1 − ②)

基準7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点

7-1 卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に照らして、学習・教育の成果が認められること。

観点

- 7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った学習・教育の成果が認められるか。
- 7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、 卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った学習・教育の成果が認められる か。
- 7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

評価の視点7-1

卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「サレジオ工業高等専門学校教育運営会議規程」に基づき整備し、学生が卒業時に身に付ける学力、 資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から、把握し、評価を実施*している。

学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「サレジオ工業高等専門学校教育運営会議規程」に基づき整備し、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、卒業時の学生、卒業生、進路先関係者等からの意見聴取の結果から、把握し、評価を実施*している。

卒業時の学生については、令和3年度にディプロマ・ポリシーの達成度アンケートを、卒業生については、令和3年度に卒業生・修了生アンケートを、就職先については、令和3年度に企業アンケートを行っている。*

当校における平成29年度から令和3年度の5年間の就職率(就職者数/就職希望者数)は97.4%と極めて高くなっており、進学率(進学者数/進学希望者数)は98.3%と極めて高くなっている。就職先は当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっており、進学先は学科の分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の学部等となっている。

これらのことから、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に照らして、学習・教育の成果が認められると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○ 準学士課程の就職について、就職率(就職者数/就職希望者数)は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、進学率(進学者数/進学希望

者数) は極めて高く、進学先も学科の分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の学部等となっている。

基準8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点

- 8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。
- 8-2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切 に運用されており、適正な数の入学状況であること。
- 8-3 修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。

観点

- 8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。
- 8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。
- 8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。
- 8-1-④ 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。
- 8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。
- 8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。
- 8-2-① 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な入学者選抜方 法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。
- 8-2-② 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。
- 8-2-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。 また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実 入学者数との関係の適正化が図られているか。
- 8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。
- 8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、 修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った学習・教育・研究の成果が認め られるか。

- 8-3-③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。
- 8-3-④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

評価の視点8-1

当校の専攻科は、JABEE認定プログラムの認定を受けており、その際に、教育課程は準学士課程の教育との連携及び当該教育からの発展等を考慮したものとなっていること、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていること、また、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に従って、成績評価・単位認定基準及び修了認定基準が、組織として策定され、学生に周知され、成績評価・単位認定・修了認定が適切に実施されていることが確認されている。

また、当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていることが確認されている。

授業形態の構成割合は、コマ数からみて、生産システム工学専攻については、講義 50.8%、演習 13.6%、 実験・実習 35.6%となっている。

また、教育内容に応じた学習指導上の工夫として、教材の工夫、対話・討論型授業、実践教育の取組を 行っている。

これらのことから、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われており、また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていると判断する。

評価の視点8-2

入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)のうち、入学者選抜の基本方針に沿った適切な入学者選抜方法を定めている。*

推薦入学者選抜試験においては、面接、内申書を総合して、学力入学者選抜試験においては、学力試験、 小論文、面接を総合して合否を判定している。*

入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを適切に実施している。*

入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生の受入れが行われていること を検証及びその結果を基に改善する体制を「サレジオ工業高等専門学校専攻科会議規程」に基づき整備している。

検証の結果、面接時の「専攻科修了後の進路」に関する質問を強化するなどの改善を行っている。 学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として専攻科担当教員会 議を整備している。

当校における平成 30 年度から令和4年度の5年間の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

これらのことから、入学者の選抜が、専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であると判断する。

評価の視点8-3

修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った学習・教育の成果を把握・評価するための 体制を「サレジオ工業高等専門学校専攻科会議規程」に基づき整備し、学生が修了時に身に付ける学力、 資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から、把握し、評価を実施している。

学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を「サレジオ工業高等専門学校専攻科会議規程」に基づき整備し、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、修了時の学生、修了生、進路先関係者等からの意見聴取の結果から、把握し、評価を実施している。

修了時の学生については、達成度チェックシートを用いた分析を、修了生については、令和3年度にキャリアアンケート_修了生を、就職先については、令和3年度にキャリアアンケート_進路先関係者を行っている。

当校における平成29年度から令和3年度の5年間の就職率(就職者数/就職希望者数)は100%と極めて高くなっており、進学率(進学者数/進学希望者数)は100%と極めて高くなっている。就職先は当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっており、進学先は専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている。

当校の専攻科生は、修了時に、大学改革支援・学位授与機構へ学士の学位授与申請を行っており、平成29年度から令和3年度の5年間の修了生の学位取得率の平均は100%であり、学位取得者数は59人となっている。

これらのことから、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に照らして、学習・教育・研究 の成果が認められると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○ 専攻科課程の就職について、就職率(就職者数/就職希望者数)は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、進学率(進学者数/進学希望者数)は極めて高く、進学先も専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている。

く参 考>

i 現況及び特徴(対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載)

1 現況

- (1) 高等専門学校名 サレジオ工業高等専門学校
- (2) 所在地 東京都町田市小山ヶ丘4-6-8
- (3) 学科等の構成

準学士課程: デザイン学科、電気工学科、機械電子工学科、情報工学科

専攻科課程: 生産システム工学専攻

(4) 認証評価以外の第三者評価等の状況

特例適用専攻科(専攻名:生産システム工学専攻)

JABEE認定プログラム(専攻名:生産システム工学専攻)

(5) 学生数及び教員数(令和4年5月1日現在)

学生数:831人

教員数: 専任教員 52人(一般科目 19名、専門科目 33名)

助手数:0人

2 特徴

(1)沿革

本校は、ローマカトリック教会において青少年教育を目的として事業を始めた聖人ヨハネ・ボスコ (伊 1815-1889) によって創設されたサレジオ修道会が、全世界に展開している 4,100 余校の 1 つとして、1935 年同会チマッティ神父らによって東京育英工芸学校として設立された。

以来幾多の変遷を経て、1963年に育英高等専門学校を開設し、印刷工学科、電気工学科、工業意匠学科を設置した。1967年工業意匠学科を工業デザイン学科と改称、1975年校名を育英工業高等専門学校と改称、印刷工学科をグラフック工学科に、英語名を Ikuei Technical College から Salesian Polytechnic と改称した。1990年電子工学科、情報工学科を新設し5学科各1学級体制とした。1995年から1、2年次の混成学級編成を開始した。1997年グラフィック工学科をビジュアル情報工学科、工業デザイン学科をデザイン工学科に名称変更、2001年専攻科生産システム工学専攻を開設した。2005年校地を東京杉並から町田に移転、校名をサレジオ工業高等専門学校と改称し、デザイン工学科、電気工学科、電子工学科、情報工学科の4学科編成となる。2008年電子工学科を機械電子工学科に、2009年デザイン工学科をデザイン学科をデザイン学科を変更した。

(2) 建学の精神

カトリックの教育精神及び設立母体であるカトリック・サレジオ修道会の創立者ヨハネ・ボスコの教育 理念に基づく学校教育を行い、社会に有為な人材を育成する。(学校法人育英学院寄附行為第3条から抜粋)

(3)建学の精神の解説

創立者ヨハネ・ボスコの精神に基づき、彼らが善き社会人になるために、キリスト教精神に基づいた人間教育を目標とする。キリスト教精神とは、忍耐、寛容、ゆるし、謙遜、誠実(Iコリント13章)を意味する。さらに本校で学び、習得した技術を通して人類社会に貢献できる人間を育て、聖書のことばにある「地

の塩」(マタイ 5 章) に象徴される、それぞれが習得した能力や与えられた立場を生かして、社会を支える技術者になることを勧める。キリスト教の世界観と全世界に4,100余の姉妹校を持つ本校は、その連携を通して、人類社会という世界に開かれた視野を持つ実践的技術者を育成する。さらにヨハネ・ボスコが大切にした、「予防教育法実践」にもとづく、常に教えられる者とともに、彼らの目線でものごとを捉え、ともに歩む姿勢「アシステンツァ」という教育手法を実践する。

(4)校是

校是1 神は愛なり Loving Kindness

校是2 技術は人なり Human Technology

校是3 真理は道なり Living Truth

(5)校是の解説

校是1

神は永遠の愛によって、私たち一人ひとりの存在を計画し、創造されました。そして今も、深い愛をもって私たちを見守り導いておられます。私たちは、一人ひとりかけがえのない大事な存在なのです。そして、この私たちは、深い人生の生きがいを見出すことができるのです。

校是2

私たちのこの大きな使命は、特に、高度の技術を身につけることによって実現されます。技術は、それを使う人の人柄によって、良くもなり悪くもなるのである。私たちが技術を学ぶのは、決して戦争や公害をもたらすためではない。私たちは、この技術によって、一人でも多くの人に、幸せをもたらしたい。技術を通して、日本の人々、アジアの人々、世界の人々を幸せにして行く、そういう愛情の豊かな人になりたいと思います。

校是3

技術によって人を愛するために、技術を生かす豊かな教養を身につけたい。学校は真理の学び舎です。 そして真理は、それを謙虚に求める人にとって、無限に深く豊かな、人生の道程なのです。教師も学生も 共に頭をさげて、助け合い、励まし合って、真理の道を歩んで行きたいものです。

(6)教育理念

校是1 「神は愛なり Loving Kindness」より カトリック・ミッションによるキリスト教の精神に基づく教育

校是2 「技術は人なり Human Technology」より 教養と専門を基盤とする総合的人格陶冶に基づく技術者教育

校是3 「真理は道なり Living Truth」より 理論と実践を両輪に創造性と探究心あふれる人間教育

(7)教育目的

本校は学校教育法により、深く専門の学芸を教授し、高度の工業専門教育を施し、カトリック・サレジオ修道会の教育理念に基づいて国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養い、個性の確立伸長に努めることを目的とする。(学則第1条)

(8)教育指針

学校目的の達成のために次の3つの教育方針を定める。

- 1. 社会性豊かな、創造性に富んだ、チャレンジ精神溢れる個性に伸ばす(人間性)
- 2. 深く専門の学芸を教授し高度の工業専門教育を行う(専門性)
- 3. 国際社会で活躍できる有為な人材を育成する(国際性)

(9)特色ある教育

本校の理念から「神は愛なり」の実践として世界に開かれた視野をもつ人間を育てたいと考え、低学年の異文化交流、語学研修、高学年の海外研修旅行、欧州視察、海外ボランティア活動などを通じて学生に国際交流の機会を多く提供している。「技術は人なり」の実践として特に倫理教育に力を入れ、1年次に教える「倫理」、現代社会に必須の「情報倫理」、4年次の「倫理」、5年次の「技術者倫理」と4科目6単位を配している。また低学年の指導に配慮して混成学級編成やそれを担当するプレテック制度など様々な局面で「モノづくり」の前提として「ヒトづくり」を心がけている。正規授業及び課外授業の中でより高度な問題解決型課題にチャレンジすることでチームによる開発作業や研究発表を経て机上の理屈だけではない実践的、専門的技術者を養成している。

ii 目的(対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載)

1. 本校の目的

本校は学校教育法により、深く専門の学芸を教授し、高度の工業専門教育を施し、カトリック・サレジオ修道会の教育理念に基づいて国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養い、個性の確立伸長に努めることを目的とする。(学則第1条)

2. 準学士課程各学科の目的

2-1 デザイン学科の目的

本学科は、早期教育によって幅広くデザイン能力を磨き、高度な専門性、国際性、人間性をもつ、善き デザイナーを養成することを目的とする。

(デザイン学科規程第2条)

2-2 電気工学科の目的

本学科は、電気工学の基礎知識及び技能と技術を修得し、それらを実践的な課題に応用できる技術者を養成することを目的とする。

(電気工学科規程第2条)

2-3 機械電子工学科の目的

本学科は、電子工学分野と機械工学分野を教授し、機械・電子複合技術を意識した技術者育成を行い、 人間性、創造力、コミュニケーション力を有した技術者の養成を目的とする。

(機械電子工学科規程第2条)

2-4 情報工学科の目的

問題を発見し、情報技術(ICT)を効果的に使用して解決する。これからの社会ではこれは極めて重要である。本学科はこのような認識のもと、情報工学を中心とした基礎工学を教育することにより、社会が要求する情報技術の素養をもつ人材を養成することを目的とする。

(情報工学科規程第2条)

3. 専攻科の目的

専攻科は、高等専門学校等の高等教育機関において基礎的かつ実践的教育を受けた者に対し、さらに専門的な分野について精深な教授を行い、自ら新しい分野を開拓できる能力を有する、実践力のある開発型技術者を養成することを目的とする。(学則第37条)

4. 研究活動の目的

本校では教職員が自らの研究を通して教育の質を向上させること、また、研究の成果をもって社会に貢献することを研究活動の目的として掲げている。

(研究活動の方針)

5. 研究活動支援の目的

「研究活動に関する目的」を本校の教職員が達成するために支援することを「研究活動支援の目的」として掲げている。

(教育活動支援の方針)